

八丈町農業委員会

第7回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和4年10月25日(火)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和4年10月25日(火) 9:00~10:30

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎武二(欠席)	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：1名

5. 農地利用最適化推進委員出席：5名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	持丸 元一(欠席)	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦(欠席)
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：2名

7. 会議録署名委員の指名：3番 加藤純生委員、4番 菊池 勝男委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- 6) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局 笹本 大祐、坂井 俊介、篠崎 京平、小宮山 優
事務局 持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第7回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、3番委員・4番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

10月6日～7日で開催された島しょ農業委員会・農業者大会については、参加した10番農業委員より報告をお願いします。

農委10番 <島しょ農業委員会・農業者大会について報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年10月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農地区分 農振外、

面積 1,749㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在、漁業の仕事をされている傍ら農業もおこなっている方です。農地については、大きくなりすぎているロベレニーもあり、手をかけないといけない部分もありますが、取得後、農地整備を行い、奥様と共にロベレニーを栽培していくことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 農業委員と事務局と現場を確認しました。番号1農地について、道路に面していること、自宅からも近いことから耕作するのに効率がいいと思います。また、事務局からの説明にもありましたが、少し大きい口ベはありますが、手入れすれば切れるようになると思いますので、問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、8番農業委員お願いします。

農委8番 推進委員、事務局と現地を確認しました。事務局と推進委員から説明があった通りです。譲受人の●●●●さんは奥さまと共に頑張ってロベ切りをしているので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。
令和4年10月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 290㎡、権利 所有権移転

譲渡人 ●●●●

譲受人 ●●●●

転用目的 住宅用地

転用理由 譲渡人と譲受人は親子関係にあたり、息子の住宅建設について土地を探したところ、今回の申請地が見つかった。譲受人は妻と子供1人の3人家族であり、他に所有地がない状況である為、当農地を譲り受け建築いたしたい。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1農地は農用地でなく、甲種、第1種、第2種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地ということで、第2種農地と判断しています。そこで、確認事項が11項目ございしますが、今回は1, 2, 4, 5, 6, 7, 9の7項目を確認していきたいと思えます。

まず「1区分と転用目的」ですが、先ほどの転用理由でも述べたとおり、譲受人は他に適合するような所有地がなく、この農地を転用するのがやむを得ないと判断しています。

次に「2資力及び信用」ですが、建物の建築費は譲受人が自己資金と融資によって賄うということで適当と判断しています。

次に「4申請に係る用途に遅滞なく供する確実性」については、建築計画ができておりますので、確実と判断しています。

次に「5行政庁の免許・許可・認可等処分見込」については、担当部署と事前相談を行い建築確認の見込がありますので、確実と判断しています。

次に「6農地以外の土地利用見込」と「7計画面積の妥当性」ですが、申請地の住居スペース及び駐車スペースについては、家族構成等を考慮した利用見込である為、適当と判断しています。

最後に「9周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、支障はないと判断しています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思えます。番号1農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。事務局からの説明どおり、他に農地がないということで転用理由、確認事項どちらも問題ないかとおもわれますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、8番農業委員お願いします。

農委 8 番 推進委員、事務局から説明があったとおりです。親子間の転用ということで、問題はないかと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第 2 号議案を可とすることにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、本件に関しては可として処理いたします。

議長 続いて、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和 4 年 10 月 25 日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 2, 227 m²、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 野菜・鉢物、期間 3 年間、賃借料は無償となります。

番号 2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 2, 524 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 4 年間、賃借料は無償となります。

番号 3 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1, 571 m²、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 4 年間、賃借料は無償となります。

続いて番号 1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 1 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 1 農地説明】

続いて番号 2 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 2 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 2 農地説明】

続いて番号 3 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 3 農地の対象地域広域図をご覧ください。

覧ください。

【番号3農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんは、認定農業者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地においては、次の作物栽培に向けて休耕地状態となっていますが更新後に整備し、野菜栽培と鉢物置場として利用する計画と伺っています。

番号2の●●●●さんは認定新規就農者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地においては、現在、手をいれないと切れないロベレニーもありますが、全体的にロベレニーが植えられており、利用権設定後は整備し、引き続きロベレニーを栽培していく計画となっています。

番号3の●●●●さんは認定新規就農者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地においては、現在、ロベレニーが植えられており、利用権設定後は手入れを行い、引き続きロベレニーを栽培していく計画となっています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、5番推進委員お願いします。

推委5番 農業委員、事務局と一緒に現場を確認しました。事務局から説明があったように、現在畑は次の作物栽培に向け休耕地状態となっておりますが、今後は整備して活用していくとのことですので、問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、10番農業委員お願いします。

農委10番 推進委員、事務局と現場を確認しました。事務局、推進委員から説明があったように、休耕状態ではありますが、整備して野菜栽培、鉢物置き場として利用するとのことですので問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2・番号3農地について、本日中之郷地区の推進が欠席の為、12番農業委員より意見ををお願いします。

農委12番 現場を確認しました。番号2農地については事務局からの説明どおり切れるロベともう大きくなってしまっ切れないロベが混在しておりますので、一度整理して使っていくとのこと。番号3農地については、きれいにロベが植えられており、すぐにでも切れるのではないかと思います。番号2、番号3農地どちらも問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認といたします。

議長 続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年10月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 2,932㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、売買価格 500,000円

移転の時期 令和4年12月26日、支払い方法 口座振込、

支払期限 令和4年12月26日

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 979㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ルスカス、売買価格 1,000,000円

移転の時期 令和5年1月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和4年12月31日

番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 山林、農振区分 農振外、
面積 56㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ルスカス、売買価格 50,000円

移転の時期 令和5年1月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和4年12月31日

番号4 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 2,098㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ルスカス、売買価格 1,000,000円

移転の時期 令和5年1月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和4年12月31日

番号5 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 2,219㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ルスカス・レモン、売買価格 2,000,000円

移転の時期 令和4年11月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和4年11月1日

番号6 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 5,312㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 レモン、売買価格 4,830,000円

移転の時期 令和4年11月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和4年11月1日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

続いて番号4農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号4農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号4農地説明】

続いて番号5農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号5農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号5農地説明】

続いて番号6農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号6農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号6農地説明】

番号1農地の●●●●さんについては、認定農業者の更新予定者であり、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、ロベレニーが植えられており、農地取得後は、引き続きロベレニーを栽培していく計画となっています。

番号2・番号3・番号4農地の●●●●さんについては、全部効率利用・常時従事については認定新規就農者ですので問題ありません。

農地については現在、遊休農地ですが農地取得後、山村離島振興整備事業を活用し施設整備を行い、ルスカスを栽培していく計画となっています。

番号5・番号6農地は令和4年4月の総会で審議しましたが公庫からの融資の決定が決まらず前回の総会で所有権移転を失効し、その後、融資決定が決まりましたので再度、総会に諮ることになりました。所有権の移転を受ける●●●●さんについては、八丈町農業担い手育成研修センターの研修生であり、認定新規就農者ですので、全部効率利用・常時従事について問題あ

りません。

番号5農地は、現在荒れている状態ですが、農地の創出・再生支援事業により農地整備、施設整備を行い、ルスカス・レモンの栽培を行う計画となっています。

番号6農地は、既に施設があり、農地取得後は継続してレモンを栽培していく計画となっています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、1番推進委員をお願いします。

推委1番 委員、事務局と現地を確認しました。ロベが植えられており、すぐに切れると思います。また、この農地の近くには●●●●さん自身の農地も存在するので効率的に農業ができることも踏まえ問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、8番農業委員をお願いします。

農委8番 推進委員と事務局から説明があったとおりです。●●●●さん自身も以前からロベ切りは行っておりますので、何も問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2・番号3・番号4農地について、3番推進委員をお願いします。

推委3番 委員と事務局と現地確認を行いました。番号2・番号3については、草や竹はありますが、手入れすれば、すぐに利用できるものと思われます。番号4については、道路にも面していて開墾するにはやりやすい場所だと思えます。問題はないと思えますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2・番号3・番号4農地について、6番農業委員をお願いします。

農委6番 推進委員と事務局と現地を確認しました。事務局が説明したとおり、開墾後、山村離島振興整備事業を活用した施設整備を行うということで問題はないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号5・番号6農地について、こちらも中之郷地区の推進が欠席の為、12番農業委員より意見をお願いします。

農委12番 現地を確認しました。番号5については現在荒れていますが、農地の創出・再生支援事業により農地整備、その後施設整備を行うとのことで問題ないかと思えます。番号6については、所有権移転をする●●●●さんのお父さんが建てた施設が既にあり、そちらを使つての農業という事で問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第4号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第4号については承認いたします。